

議 第 四 号

政治倫理の確立のための仙台市議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成十九年三月十四日

提 出 者

議 員

佐 藤 正 昭

” 鈴 木 勇 治

” 渡 辺 公 一

” 笠 原 哲

” 福 島 か ず え

” 八 島 幸 三

仙 台 市 議 会 議 長

柳 橋 邦 彦 様

政治倫理の確立のための仙台市議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための仙台市議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成六年仙台市条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定（同条第一項第四号に係る部分を除く。）は、市長が定める日から施行する。

（郵便貯金に関する経過措置）

2 改正後の第二条第一項第四号の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

理由

郵便貯金法の廃止及び証券取引法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。